

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

沖縄セルラー電話株式会社

別表第四 (第5条、第9条及び第10条関係)

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年4月 1日

至 2024年3月31日

総 務 大 臣 殿

2024年6月30日提出

会 社 名 沖縄セルラー電話株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮倉 康彰

本店の所在の場所 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号

電 話 番 号 (098) 869-1001

連 絡 者 経営管理部長 嶺井 敏樹

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所 在 地 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号

名 称 本社

目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 役務別固定資産帰属明細表	3
(5) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	9
1 貸借対照表	10
2 損益計算書	11
3 個別注記表	12
4 役務別固定資産帰属明細表	23
5 移動電気通信役務収支表	25
第四部 参考情報	27
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	28
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し 取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額	28
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	28
4 用語解説	28
5 その他	29

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第34条第6項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成14年2月7日総務省告示第72号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

【参考】

■事業法第34条第6項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法
（昭和59年法律第86号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成23年3月31日総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和60年4月1日郵政省令第26号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

令和6年3月に改訂された「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に基づき、費用、収益及び固定資産を役務の種類に適正に区分して整理するよう、変更しております。

4 接続会計財務諸表の構成

(1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

(4) 役務別固定資産帰属明細表

有形固定資産

役務の種類毎に整理した有形固定資産を記載しております。

無形固定資産

役務の種類毎に整理した無形固定資産を記載しております。

(5) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第11条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

6 第3条第1項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第33期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告及び個別注記表をご参照ください。

https://www.au.com/okinawa_cellular/ir/status/ir_stock_tsushin/index.html

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

沖縄セルラー電話株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 哲朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 健一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、沖縄セルラー電話株式会社の第33期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下「明細表及び収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－明細表及び収支表作成の基礎

『明細表の注記事項1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準、並びに収支表の注記事項1. 移動電気通信役務収支表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準』に記載されているとおり、明細表及び収支表は、沖縄セルラー電話株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

沖縄セルラー電話株式会社は、上記の明細表及び収支表のほかに、2024年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2024年4月30日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2024年6月12日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した明細表及び収支表を含む接続会計報告書及び配賦整理書に含まれる情報のうち、明細表及び収支表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の明細表及び収支表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

明細表及び収支表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と明細表及び収支表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

明細表及び収支表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して明細表及び収支表を作成することにある。また、明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき明細表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

貸借対照表

沖縄セルラー電話株式会社

2024年3月31日

(単位：百万円)

科目	金額		科目	金額	
(資産の部)			(負債の部)		
I 固定資産			I 固定負債		
A 電気通信事業固定資産			1. ポイント引当金		100
(1) 有形固定資産			2. 株式給付引当金		164
1. 機械設備	31,094		3. 固定資産撤去引当金		415
減価償却累計額	21,997	9,097	4. 資産除去債務		240
2. 空中線設備	13,811		5. その他の固定負債		734
減価償却累計額	9,387	4,423	固定負債合計		1,655
3. 市外線路設備	262				
減価償却累計額	59	203	II 流動負債		
4. 土木設備	861		1. 買掛金		1,990
減価償却累計額	104	756	2. 関係会社短期借入金		2,701
5. 海底線設備	3,598		3. 未払金		9,365
減価償却累計額	901	2,697	4. 未払費用		119
6. 建物	10,484		5. 未払法人税等		2,472
減価償却累計額	4,736	5,747	6. 前受金		302
7. 構築物	1,320		7. 預り金		255
減価償却累計額	1,048	271	8. 前受収益		52
8. 機械及び装置	119		9. 賞与引当金		334
減価償却累計額	80	38	10. 役員賞与引当金		26
9. 車両	197		11. 契約損失引当金		186
減価償却累計額	193	3	流動負債合計		17,808
10. 工具、器具及び備品	1,225		負債合計		19,463
減価償却累計額	843	382			
11. 土地		2,494	(純資産の部)		
12. 建設仮勘定		1,683	I 株主資本		
有形固定資産合計		27,801	1. 資本金		1,414
(2) 無形固定資産			2. 資本剰余金		
1. 施設利用権		1	(1) 資本準備金	1,614	
2. ソフトウェア		219	資本剰余金合計		1,614
3. 借地権		2	3. 利益剰余金		
4. その他の無形固定資産		11	(1) 利益準備金	64	
無形固定資産合計		233	(2) その他利益剰余金		
電気通信事業固定資産合計		28,035	別途積立金	78,100	
B 附帯事業固定資産			繰越利益剰余金	11,744	
(1) 有形固定資産			利益剰余金合計		89,909
1. 有形固定資産	8,132		4. 自己株式		△3,000
減価償却累計額	877	7,254	株主資本合計		89,938
有形固定資産合計		7,254	純資産合計		89,938
(2) 無形固定資産					
1. 無形固定資産		27			
無形固定資産合計		27			
附帯事業固定資産合計		7,281			
C 投資その他の資産					
1. 投資有価証券		448			
2. 関係会社株式		3,267			
3. 社内長期貸付金		44			
4. 長期前払費用		1,708			
5. 前払年金費用		204			
6. 繰延税金資産		1,474			
7. 敷金及び保証金		218			
8. その他の投資及びその他の資産		15			
9. 貸倒引当金		△15			
投資その他の資産合計		7,366			
固定資産合計		42,683			
II 流動資産					
1. 現金及び預金		2,598			
2. 売掛金		38,113			
3. 未収入金		3,425			
4. 貯蔵品		1,370			
5. 前払費用		318			
6. 関係会社短期貸付金		20,658			
7. その他の流動資産		237			
8. 貸倒引当金		△3			
流動資産合計		66,717			
資産合計		109,401	負債・純資産合計		109,401

損益計算書

沖縄セルラー電話株式会社

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		47,351
(2) 営業費用		
1. 営業費	12,150	
2. 施設保全費	3,564	
3. 管理費	2,260	
4. 減価償却費	4,549	
5. 固定資産除却費	367	
6. 通信設備使用料	8,435	
7. 租税公課	566	
電気通信事業営業利益		31,896
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		26,788
(2) 営業費用		26,792
附帯事業営業損失		4
営業利益		15,450
III 営業外収益		
1. 受取利息	21	
2. 受取配当金	48	
3. 受取賃貸料	7	
4. 受取保険金	26	
5. 補助金収入	140	
6. 雑収入	24	
営業外収益		269
IV 営業外費用		
1. 支払利息	2	
2. 自己株式取得費用	67	
営業外費用		70
経常利益		15,649
V 特別利益		
1. 工事負担金等受入額	4,951	
特別利益		4,951
VI 特別損失		
1. 工事負担金等圧縮額	4,951	
特別損失		4,951
税引前当期純利益		15,649
法人税、住民税及び事業税		4,398
法人税等調整額		88
当期純利益		11,162

個別注記表

沖縄セルラー電話株式会社

2023年 4 月 1 日から

2024年 3 月31 日まで

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

子会社株式

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

機械設備

定率法

機械設備を除く有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備

9～15年

空中線設備

10～42年

建物

6～50年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

当社は、当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から、未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au Ponta ポイントプログラム」等）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

④株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等及び管理職への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑤固定資産撤去引当金

3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去工事に備えるため、撤去費用を合理的に見積もることが可能な撤去工事について、当該見積額を計上しております。

⑥賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

⑦役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。

⑧契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の会計基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電気通信事業に係る収益には、主にモバイル通信サービスにおける収益と固定通信サービスにおける収益が含まれております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額使用料及び通信用料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信用料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

これらの取引の対価は請求日から概ね翌月までに受領しております。

なお、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと併せて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、FTTHサービスに関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、FTTHサービスにおける初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

附帯事業に係る収益には、主に携帯端末の販売における収入と電力収入が含まれております。

携帯端末の販売における収入（以下「携帯端末収入」）は、主に代理店に対する携帯端末及びアクセサリ類の販売収入から構成されております。

当社が代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社は、代理店を本人として取り扱っております。

携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

これらの取引の対価は、代理店に販売後、概ね翌月に受領しております。

電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。電力の小売りサービスにおける収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2に定める代替的な取扱いを適用し、収益を認識しております。

これらの電力の小売りサービスにおける収入の一部については、当該対価の総額から第三者のために回収する額を差し引いた純額で収益を認識しております。

当社が契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月に受領しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異については、貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

②グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

当事業年度より、収益の分解情報について区分を変更しております。詳細は収益認識に関する注記をご参照ください。

(会計上の見積りに関する注記)

減価償却費

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度計上額
減価償却費	4,884

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減価償却資産について、見積耐用年数にわたり、主として定率法及び定額法により償却しております。

見積耐用年数については、過去の使用実績や将来の経済的便益が消費されるパターンなどを考慮し、見積もっております。

翌事業年度に新たな法律や規制が制定された場合、あるいは通信技術の急速な発展が生じた場合には、耐用年数の変更により同期間における計算書類に影響を与えるおそれがあります。

(誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 関係会社に対する短期金銭債権 28,092百万円

② 関係会社に対する短期金銭債務 9,531百万円

(2) 保証債務

該当事項はありません。

(3) 固定資産圧縮記帳額

工事負担金等の受け入れによる圧縮記帳額は4,951百万円、国庫補助金等による圧縮記帳額は329百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しており、内訳は次のとおりであります。

1. 工事負担金等の受け入れによる圧縮記帳額

(単位：百万円)

当事業年度	
電気通信事業固定資産	
有形固定資産	4,936
投資その他の資産	14
合計	4,951

2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

(単位：百万円)

当事業年度	
附帯事業固定資産	
有形固定資産	323
無形固定資産	5
合計	329

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

①関係会社との営業取引による受取額	3,663百万円
②関係会社との営業取引による支払額	32,041百万円
③関係会社との営業取引以外(資金貸借以外)の受取額	36百万円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

減価償却費超過額	210
未払事業税否認	113
未確定債務否認	126
前受金否認	627
ポイント引当金否認	30
契約損失引当金否認	55
固定資産撤去引当金否認	124
株式給付引当金否認	49
賞与引当金否認	108
貯蔵品評価損否認	55
資産除去債務否認	71
その他	9
繰延税金資産計	1,582

繰延税金負債

資産除去債務	△46
前払年金費用	△61
繰延税金負債計	△108
繰延税金資産の純額	1,474

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入により調達しております。借入金当社は当社グループ企業からの借入金に限定しており、一時的な余資は当社グループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社では、適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
社内長期貸付金	44	43	△1
敷金及び保証金	218	192	△26
資産計	263	235	△27

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「関係会社短期貸付金」、「買掛金」、「関係会社短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

①市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	307
投資事業有限責任組合	140
関係会社株式（非上場）	3,267

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

②金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,598	2,598	—	—	—
売掛金	38,113	26,015	12,098	—	—
未収入金	3,425	3,425	—	—	—
関係会社短期貸付金	20,658	20,658	—	—	—

③金銭債務の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
関係会社短期借入金	2,701	2,701	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における相場価格
- ・レベル2の時価：資産または負債について、直接的に観察可能なインプットまたは間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット
- ・レベル3の時価：資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社内長期貸付金	—	43	—	43
敷金及び保証金	—	192	—	192

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社内長期貸付金、敷金及び保証金

これらの時価については、金融機関が公表する期末日時点の借入金利を基にした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,852	電気通信 事業	(被所有) 直接 52.1% 間接 —	携帯端末の仕 入、通信設備の 購入及び保守の 委託等 役員の兼任	業務受託及びアクセ スチャージ(受取)	203	未収入金	189
							貸付金の回収	35,990	関係会社 短期貸付金	20,409
							資金の貸付	26,120		
							利息の受取	20	—	—
							携帯端末及び関連 商品の購入	14,088	買掛金	1,196
							通信システム 等の購入	3,257	未払金	309
							業務委託及びアクセ スチャージ(支払)	1,498	—	—
							業務委託 回線料	1,762	未払金	191
							コンテンツ 運用委託費	1,377	未払金	129
							債権譲渡 手数料	1,593	—	—
支援料	341	未払金	31							

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 携帯端末の仕入及び通信設備の購入については、同社からの見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
4. 業務委託回線料については、交渉のうえ定められた利用契約に関する取引条件に基づき支払っております。
5. コンテンツ運用委託費及び債権譲渡手数料については、一般取引条件を参考に双方協議のうえ決定しております。
6. 支援料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	OTNet株式会社	沖縄県 那覇市	1,184	電気通信 事業	(所有) 直接 77.5% 間接 —	通信回線の 賃借、設備 保守委託等 役員の兼任	借入金の返済	2,302	関係会社 短期借入金	2,701
							資金の借入	2,702		
							利息の支払	2	—	—
							FTTH通信設備 使用料	2,905	未払金	280

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- FTTH通信設備使用料については、双方協議のうえ卸電気通信役務に関する契約書等を締結しております。

(3) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 1,862円52銭

(2) 1株当たり当期純利益 225円41銭

(注) 1株当たりの情報の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(表示方法の変更)

前事業年度において、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、「電気通信事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」と区分して表示しておりましたが、当事業年度より、当社の収益構造を、より投資者等への理解に資するため「マルチブランド通信収入」、「マルチブランド付加価値収入」、「携帯端末収入」、「その他」へと区分して表示しております。

(単位：百万円)

当事業年度	
マルチブランド通信収入	36,703
マルチブランド付加価値収入	6,927
携帯端末収入	13,594
その他	16,914
合計	74,140
顧客との契約から生じる収益	73,704
その他の源泉から生じる収益	436

(注) 1. マルチブランド：au、UQ、povoのモバイル3ブランドの総称

2. 付加価値：自社・協業・補償サービス+決済手数料など

3. 携帯端末収入：携帯端末及びアクセサリ類の販売収入

4. その他：固定通信サービス収入、電力収入等

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (4) 収益及び費用の会計基準」に記載した内容と同一であります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	38,113
契約負債（期首残高）	906
契約負債（期末残高）	897

計算書類上、契約負債は「前受金」「その他の固定負債」に計上しております。

契約負債は、主にモバイル通信サービスにおける契約事務等の手数料収入及びFTTHサービスに関連する初期工事費用収入、モバイル通信サービス収入等の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関する前受対価であります。

契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当事業年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ242百万円及び133百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
1年以内	347
1年超2年以内	234
2年超3年以内	169
3年超	146
合計	897

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(資産除去債務に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(その他の注記)

1. 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ）及び一部の執行役員に対して、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役及び一部の執行役員に対して、当社が定める役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役及び一部の執行役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役及び一部の執行役員の退任時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該株式の帳簿価額は59百万円、株式数は24,378株であります。

2. 管理職に対する株式付与制度

当社は、管理職以上の従業員（以下「従業員」）に対して、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的に、株式付与ESOP信託による株式付与制度（以下「本制度」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に対して、当社が定める株式付与ESOP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される株式付与制度です。なお、従業員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該株式の帳簿価額は127百万円、株式数は54,982株であります。

3. 工事負担金等の圧縮記帳の会計処理

「工事負担金等受入額」は、工事負担金等の受入れによる収入であり、「工事負担金等圧縮額」は当該工事負担金等により取得した固定資産の圧縮記帳に係るものであります。

4 役務別固定資産帰属明細表

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式（第5条及び第6条関係）

役務別固定資産帰属明細表

事業者名 沖縄セルラー電話株式会社

事業年度 自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

(単位 百万円)

役務の種類		移動電気通信役務			移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計		
		音声伝送 役務	データ伝送 役務	小計				
		携帯電話	携帯電話					
電気通 信事業 固定資産	有形 固定 資産	機械設備	取得価額	1,267	27,668	28,935	2,158	31,094
			減価償却累計額	1,105	19,617	20,722	1,274	21,997
			帳簿価額	162	8,050	8,213	884	9,097
		空中線設備	取得価額	1,943	11,867	13,811	—	13,811
			減価償却累計額	1,581	7,805	9,387	—	9,387
			帳簿価額	362	4,061	4,423	—	4,423
		市外線路設備	取得価額	0	60	61	201	262
			減価償却累計額	0	19	19	39	59
			帳簿価額	0	41	41	162	203
		土木設備	取得価額	125	145	271	589	861
			減価償却累計額	9	10	20	84	104
			帳簿価額	116	134	250	505	756
		海底線設備	取得価額	—	—	—	3,598	3,598
			減価償却累計額	—	—	—	901	901
			帳簿価額	—	—	—	2,697	2,697
		建物	取得価額	731	8,714	9,446	1,038	10,484
			減価償却累計額	486	4,005	4,491	244	4,736
			帳簿価額	245	4,708	4,954	793	5,747
		構築物	取得価額	96	1,154	1,251	68	1,320
			減価償却累計額	86	947	1,033	14	1,048
			帳簿価額	10	206	217	54	271
		機械及び装置	取得価額	9	110	119	—	119
			減価償却累計額	7	73	80	—	80
			帳簿価額	1	36	38	—	38
		車両	取得価額	15	182	197	—	197
			減価償却累計額	15	178	193	—	193
			帳簿価額	0	3	3	—	3

	工具、器具及び備品	取得価額	88	1,052	1,140	84	1,225
		減価償却累計額	72	745	818	25	843
		帳簿価額	16	306	322	59	382
	土地	取得価額	187	2,238	2,426	68	2,494
		減価償却累計額	—	—	—	—	—
		帳簿価額	187	2,238	2,426	68	2,494
	建設仮勘定	取得価額	127	1,500	1,627	56	1,683
		減価償却累計額	—	—	—	—	—
		帳簿価額	127	1,500	1,627	56	1,683
	有形固定資産合計	取得価額	4,594	54,693	59,288	7,865	67,153
		減価償却累計額	3,363	33,404	36,768	2,583	39,352
		帳簿価額	1,231	21,288	22,520	5,281	27,801
無形固定資産合計	帳簿価額	20	181	201	31	233	
電気通信事業固定資産合計			1,252	21,469	22,722	5,313	28,035

注記事項

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日 総務省令第24号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準

電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

5 移動電気通信役務収支表

別表第三 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名 沖縄セルラー電話株式会社

事業年度 自 2023年4月 1日

至 2024年3月31日

(単位 百万円)

		営業収益	営業費用	営業費	施設保全費	管理費	減価償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税公課	営業利益	摘要
移動 電 気 通 信 役 務	音声伝送役務 (携帯電話)	14,236	7,730	5,286	316	763	198	18	1,046	100	6,505	
	データ伝送役務 (携帯電話)	25,853	17,495	5,466	3,027	1,408	3,693	349	3,123	426	8,357	
	小 計	40,089	25,226	10,752	3,344	2,172	3,891	367	4,170	527	14,862	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		7,262	6,670	1,398	220	88	657	—	4,265	39	592	
合 計		47,351	31,896	12,150	3,564	2,260	4,549	367	8,435	566	15,455	

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日 総務省令第24号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第8条において準用する電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

(2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

(URL : https://okinawa-cellular.jp/corporate/disclosure/setsuzoku_kaikei/)

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項）で規定し、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（令和元年総務省告示第 181 号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項第 1 号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。）
- 2 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項第 1 号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項第 2 号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2号から前号までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細表および別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細表および別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務およびデータ伝送役務の中のひとつの役務）